

『第3期八雲町総合戦略』の一部変更について

地方版総合戦略とは…



2014(平成26)年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、都道府県や市町村の各自治体がそれぞれの実情に応じた人口減少克服と地域活性化(地方創生)を目指し、まち・ひと・しごと創生に関する今後5年程度の具体的な目標や施策について定めた計画。

地方に定着する若者に対する市町村が実施する奨学金返還支援の取組について、域内の企業への若者の就職の促進と地方定着を目的とし、国は、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の取組に対して「地方創生奨学金返還支援に地方公共団体が要した経費を特別交付税措置をする。

- ➔ 総合戦略に基づく取組みであることを位置付けるため
現行の総合戦略に追加する必要がある



第3期八雲町総合戦略 掲載ページ



1. 事業概要

事業名：八雲町保育士等奨学金返還支援事業
事業開始：令和8年度から

共働き世帯の増加による保育需要の増加に伴い、保育士(保育教諭)を確保するために、保育士を養成する学校または養成所を卒業した者で、八雲町内の保育所、認定こども園等において保育に従事しようとする者に対し、その修学に必要なとなった資金の一部を補助することによって、八雲町児童福祉に必要な保育職員を育成確保することを目的とする。

- 【支援金額】返還額の2/3、1年の上限額を一人あたり24万円とする
- 【支援機関】採用から8年間

※ 特別交付税の対象となるのは、本事業を活用した者のうち新規学卒者のみ

2. 総合戦略 事業掲載箇所

- ①【P33】
基本目標1 産業を活性化し、いきいきと働けるまちをつくる
主要施策2 働く人をつくる
- ②【P38】
基本目標2 健やかに暮らせる医療・福祉の充実したまちをつくる
主要施策3 子育て支援を充実する



【 KPI・目標値 】

取組・事業	八雲町保育士等奨学金返還支援事業
KPI	新規就労保育士(保育教諭)数
基準値	令和7年度末 0人
目標値	令和8～令和11年度(累計) 7人